

判決年月日	平成18年11月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成17年(行ケ)第10673号		
○ まんじゅうを指定商品とする，鳥形状の菓子の立体商標に対する無効審判請求を不成立とした特許庁の審決が，立体商標自体についてはいまだ全国的な周知性を獲得するに至っていないとして取り消された事例			

（関連条文） 商標法3条1項3号・同法3条2項

【事案の概要】被告（株式会社ひよ子）は特許庁に対し，鳥形状の菓子の立体形状（下記①参照）について，平成9年4月1日，同日から施行された商標法の一部改正により導入された立体商標の出願をした。これに対し特許庁は，平成11年8月13日，拒絶査定をしたが，不服の審判請求を受けて，平成15年7月24日，立体商標として登録すべきと判断した（登録審決）。

これに対し原告（有限会社二鶴堂）が，被告（株式会社ひよ子）の立体商標登録につき無効審判請求をしたところ，特許庁が請求不成立（本件立体商標は有効）との審決をしたことから，原告（有限会社二鶴堂）がその取消しを求めたのが本件訴訟である。

原告（有限会社二鶴堂）は，被告（株式会社ひよ子）の立体商標と同様の形状を有する鳥の菓子は，原告（有限会社二鶴堂）の菓子「二鶴の親子」（下記②参照），菓子「名古屋コーチン」（下記③参照）等全国各地に存在し，その形状は和菓子「鶉餅」（下記④参照）等古くから存在するありふれたものである，など主張した。

これに対し被告（株式会社ひよ子）は，菓子「ひよ子」は，大正時代からの歴史を有し，その売上高，広告宣伝費とも巨額であって全国的に販売，広告宣伝しており，九州北部と関東地方だけでなく全国的に広く知られるに至っているから，菓子「ひよ子」の鳥の形状は被告（株式会社ひよ子）の立体商標として登録されるべきである，など主張した。

【主文】

1 特許庁が無効2004－89076号事件について平成17年7月28日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

【争点】

本件立体商標が「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品…であることを認識することができるもの」（商標法3条2項）の要件を具備するに至ったかどうか

【判断の骨子】

被告の直営店舗の多くは九州北部，関東地方等に所在し，必ずしも日本全国にあまねく店舗が存在するものではなく，また，菓子「ひよ子」の販売形態や広告宣伝状況は，需要者が文字商標「ひよ子」に注目するような形態で行われているものであり，さらに，本件立体商標に係る鳥の形状と極めて類似した菓子が日本全国に多数存在し，その形状は和菓

子としてありふれたものとの評価を免れないから、上記「ひよ子」の売上高の大きさ、広告宣伝等の頻繁さをもってしても、文字商標「ひよ子」についてはともかく、本件立体商標自体については、いまだ全国的な周知性を獲得するに至っていないものというべきである。したがって、本件立体商標が使用された結果、登録審決時において、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができたと認めることはできない。

記

① 菓子「ひよ子」



② 菓子「二鶴の親子」



③ 菓子「名古屋コーチン」



④ 菓子「鶉餅」

